

東根市特別支援学校等通学支援事業実施要綱の改正概要

【 改正理由 】

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 77 条第 3 項の規定に基づき、市が指定する特別支援学校の小学部、中学部及び高等部並びに市内小学校及び中学校に設置した特別支援学級に在籍する児童及び生徒の通学のために送迎を行う保護者に対し、通学に係る支援を実施することで、送迎に係る保護者の負担軽減を図ることを目的とし要綱を定め事業を実施している。

現在の要綱では、集散場所ごとに定める料金を別表で定めているが、利用者に変更があると、その都度改正しなければならない仕様となっている。

この度の改正では別表を下記のとおり改めることで、どの地域の利用者にも対応できるよう改正するものである。

【 変更前 】

【 集散場所ごとに定める料金 】

(1) 東根・長瀨コース

	集散場所	片道料金 (1回)
①	東根交通本社	380 円
②	長瀨公民館	
③	東根駅	

(2) 東根・東郷コース

・
・
・

【 変更後 】

【 集合及び離散場所 】

- ① 各地域公民館（東根、東郷、高崎、神町、大富、小田島、長瀨）
- ② 市内にある東日本旅客鉄道株式会社の駅（さくらんぼ東根駅、東根駅、神町駅）
- ③ 市内公共施設（タントクルセンター）
- ④ その他市長が認めた場所

【 片道料金 (1回) 】

市が指定する特別支援学校名	片道料金 (1回)
山形県立楯岡特別支援学校	380 円